

2024年度輸送安全報告書



駿遠運送株式会社



1. 経営理念

- 1-1 静鉄グループ経営理念
- 1-2 駿遠運送グループのパーパス
- 1-3 安全基本方針

2. 会社概要

3. 安全管理体制

- 3-1 安全管理体制
- 3-2 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 3-3 安全に関する設備等の投資
- 3-4 内部監査

4. 安全に対する取組事項

- 4-1 安全重点施策
- 4-2 安全対策取組事項

5. 輸送の安全を確保・維持するための教育研修等

6. 2023年度自動車事故等報告

- 6-1 2023年度事故等報告
- 6-2 さらなる安全への取組みにつくまして

7. お客様や地域・社会との連携

8. 安全管理規程

1. 経営理念

静鉄グループの経営理念

「安全・安心・快適のあくなき追及」

駿遠運送グループのパーパス

**安全・安心・確実・誠実・感動で
お客様の「想い」とお客様の「想い」をつなぐ・結ぶ**

安全基本方針

「私たちは、お客様からお預かりした大切な貨物を安全かつ確実に輸送すること、従業員が心身ともに健康で、安心して働ける職場環境を構築すること」を最重要課題とし、以下の安全基本方針に基づき事業活動を行います。

1.安全最優先の原則

あらゆる業務において、効率よりも安全を最優先に行動します。

2.交通事故・労働災害の撲滅

法令や社内規則、作業手順を遵守し、交通事故および労働災害の発生「ゼロ」を目指します。

3.安全投資の積極的な実施

安全設備の導入や車両の点検・整備、従業員の安全教育に対して積極的に投資します。

4.安全文化の醸成

経営層から現場まで一体となり、安全に対する意識を共有し、安全文化の定着を図ります。

2. 会社概要

駿遠運送株式会社

会 社 名	駿遠運送株式会社（すんえんうんそうかぶしがいいしゃ）
代 表 者 名	代表取締役社長 西村茂樹
本社所在地	静岡県藤枝市青木三丁目2番20号
店 所 等	浜松支店、掛川支店、磐田支店、藤枝支店、島田事業所 牧之原事業所
グループ会社	磐田運送株式会社 袋井市堀越518番地の4
認証取得等	Gマーク（安全性優良事業所）
	働きやすい職場認証 二つ星
	健康経営優良法人
	藤枝市働きやすい職場環境認定事業所
	グリーン経営
	ふじのくに健康づくり推進シルバー事業所認定事業所
保有車両数	
貨物車両	172両 大型106両、中型10両、小型56両
軽貨物	12両
荷役車両	45両 フォークリフト
計	229両 平均車齢10.5年
従業員数	208名
事業目的	貨物自動車運送事業、第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業、産業廃棄物収集運搬業、倉庫業、不動産賃貸業、自家用自動車管理請負業

※保有車両数、従業員数は2025年3月31日時点



3. 輸送の安全を確保するための体制

安全管理体制における職責

役 職	責 務
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
安全統括管理者	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運行管理者	安全統括管理者の指揮の下、店所の輸送の安全確保に必要な運行管理を統括する。
整備管理者	安全統括管理者の指揮の下、店所の輸送の安全確保に必要な車両整備を統括する。
総務人事部長	輸送の安全確保に必要な要員の確保、労務に関する事項、必要な設備投資および財務に関する事項を統括する。
店所長	安全統括管理者の指揮の下、店所の輸送の安全確保に関する業務を統括し、指導監督する。

3-2. 安全管理体制

企業が存続していく上で「安全」は何よりも最優先され重要です。

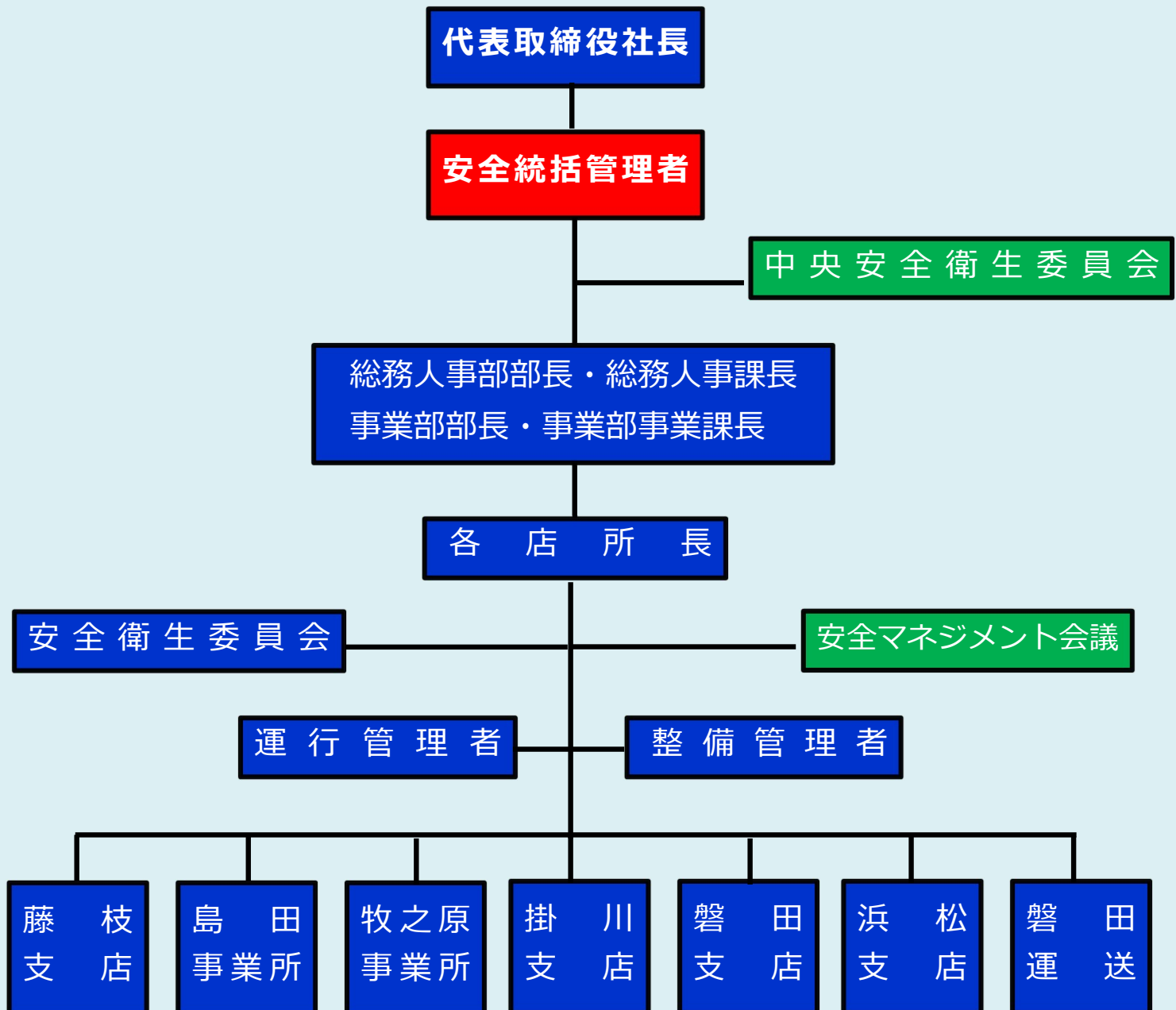
なぜなら、安全が確保されていないと、重大な事故が発生し、企業の存続自体が危うくなるの可能性があるからです。この事実は過去の事例からも明らかです。

このため、企業は安全確保のための管理体制を構築することが不可欠です。

以下に当社の安全管理体制を記します。

3-1安全管理体制

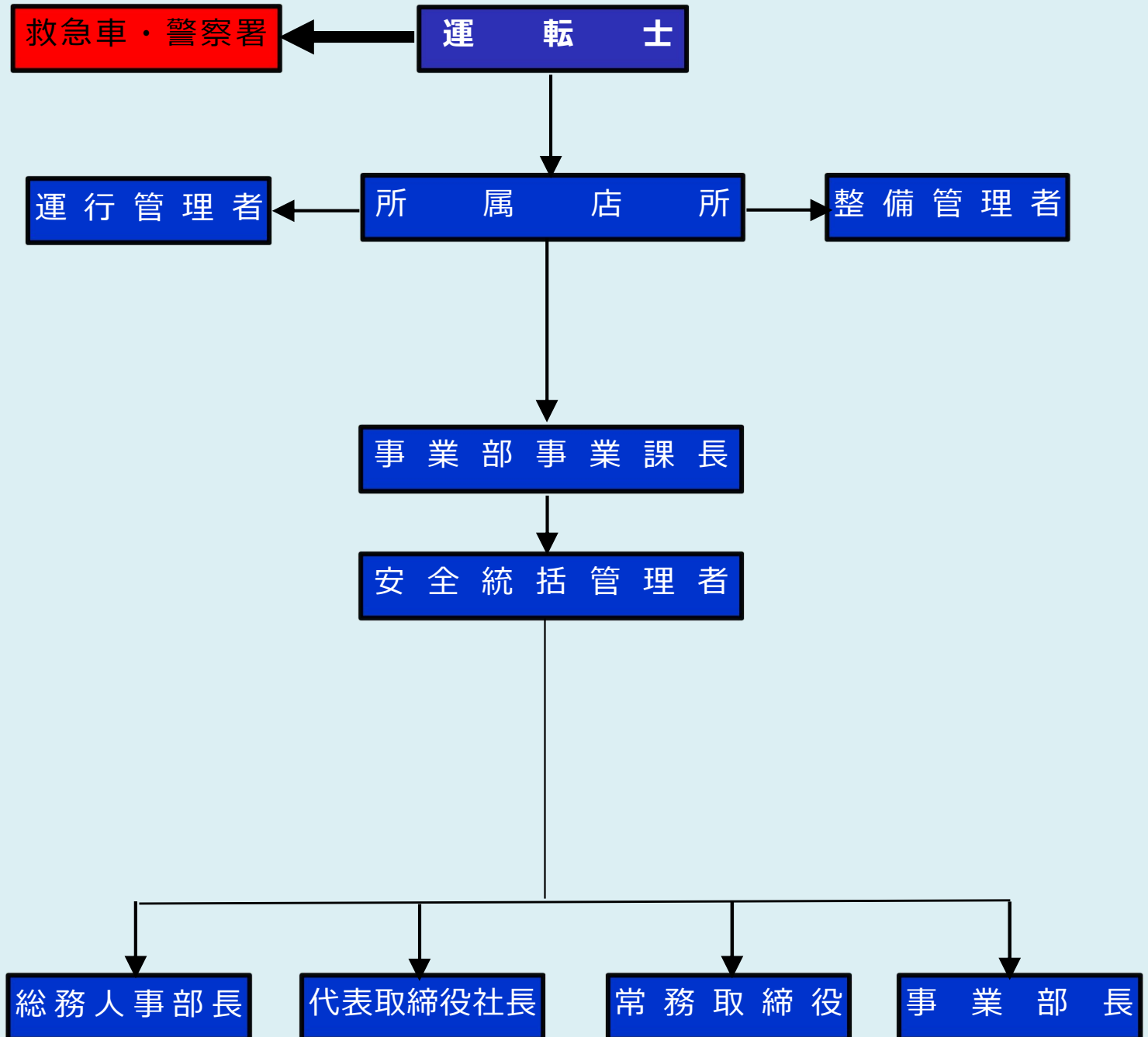
輸送の安全の確保に向けた組織体制および指揮命令系統



※グループ子会社

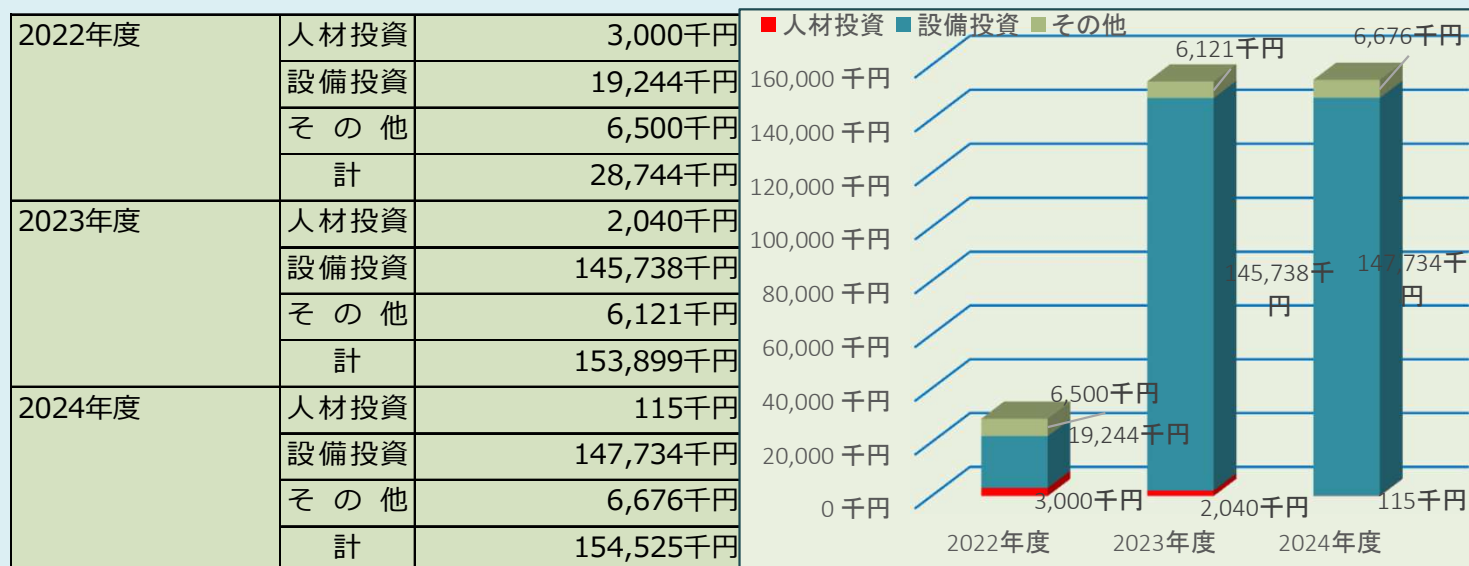
3 - 2 事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害等に関する報告連絡体制



3-3 安全に関する設備等の投資

安全に関する直近3カ年の設備投資額は下記のとおりとなります。



凡例

人材投資・・・各種運転優良者表彰、報奨金等

設備投資・・・新車購入、デジタコ、バックカメラ、ドラレコ
など、ハード面に関連する費用等

その他・・・IT点呼人件費等

新車トラック購入により、既存のトラックに比べ（※1）のとおり安全装置が付加され安全度向上が期待できます。

<年代ごとのトラック購入台数>

'22年度	1台
'23年度	9台
'24年度	9台

※1 新車購入時、トラックに装備される安全装置

1. 歩行者、自転車運転者検知機能衝突回避支援
2. 車線逸脱防止支援
3. ふらつき警報
4. 車間距離警報
5. 可変配光型LEDランプ
6. 先行車発進お知らせ
7. 誤発進制御
8. デジタコDTG7(5カメラ)
9. バックソナー

3-4 内部監査

1. 輸送の安全に関する内部監査結果および対応内容

輸送の安全に関する内部監査を2025年1月、2月に実施し、その結果および対応内容は下記のとおりとなった。

1-1 内部監査概要

- ①輸送の安全確保に関する業務について、その活動が安全管理規程に基づき、適切に実施・維持され機能していることを確認するとともに、その運用状況を検証評価することにより、輸送の安全性の維持および向上を図ること
- ②監査対象者等
監査対象者 代表取締役社長、安全統括管理者、浜松支店、島田事業所
監査責任者 安全統括管理者 常務取締役 植田 卓也
監査実行者 事業部事業課 鈴木 金二
- ③監査項目
 - ・前年度指摘事項への対応状況
 - ・ガイドラインに定められた事項への対応状況
 - ・安全管理規程に関わる業務全般について
- ④監査対象期間
2024年1月1日～2024年12月31日
- ⑤監査方法
書類監査およびインタビュー

1-2 監査結果

- ①安全マネジメント制度に積極的に取り組んでいる
 - ・安全情報の公開（安全報告書）
 - ・静鉄グループ運輸安全マネジメント会議出席
 - ・安全管理規程の改定
 - ・各種運転優良者への報奨
 - ・安全統括管理者の選任
- ②安全マネジメント会議の開催
 - ・経営トップから現場社員まで参加し、毎月安全マネジメント会議を開催して事故情報の共有や再発防止、労災事故も含めた安全管理について議論している。
 - ・ヒヤリハット情報の収集
- ③安全方針・安全重点施策が策定されている。
- ④毎年内部監査を実施して取り組み状況を確認している。

2-1 改善すべき事項、指摘事項

①前年度内部監査のフォローアップ監査

- ・一部について未実施となっていたが、全体を完了するよう指摘

②安全方針、安全重点施策が改定されていない。

- ・安全方針案が作成できているので、社内のコンセンサスを得ることを指摘

③前年度指摘事項への対応状況

- ・安全重点施策は立案され実施されていた。継続して実施するよう指摘
- ・社員の安全方針や目標に対する理解度を定期的に把握することについては、サイネージ等を活用し、一部取り組んでいた。更なる取り組みをするよう指摘
- ・情報伝達およびコミュニケーションの確保の本社管理部門から店所への情報が伝達される場合、情報共有する対象者の範囲は統一できていた。
- ・事故、ヒヤリハット情報の収集と活用については、情報の分類、整理、分析等によりインシデントの傾向を捉え、再発防止に向けた取り組みの基礎となるように実施できていた。さらに分析を深め原因の深堀をし取り組んでいたきたい。
- ・安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練については、現場係員等は実施していたが、本社従業員の一部の教育で終わっていたため、管理部門全体に波及させるよう指摘
- ・記録の作成及び維持については、店所単位の安全に関する教育等が実施されており、研修記録等を含め適切に保管されていた。継続するよう指摘
- ・業務分掌・職務権限規程については、運輸安全マネジメントに関する内部監査の業務分掌素案まで作成が確認できたので、早急に社内のコンセンサスを得て取り組むよう指摘

4. 安全に対する取組事項

4-1安全重点施策

- 1 運輸安全と労働安全衛生のコントロール
- 2 安全マネジメント体制の見直し
- 3 Gマーク取得維持継続
- 4 店所業務、事務の標準化
- 5 教育制度の充実

4-2安全対策取組事項

1. 2006年より同業他社に先駆け、運輸安全マネジメントを取り入れPDCAを実行し、常に安全に対して計画・実行・評価・改善を繰り返し実行しております。
また2023年度より、労働安全衛生マネジメントシステムを取り入れ、労働災害の防止においてもPDCAにより実施しております。

PDCA

Plan

ヒヤリハットの事例や事故等が発生した場合、原因の詳細な分析を行い、対策を立案します。 また既定のルールも含まれます。

Do

既定のルールを守ること及びPlanで策定されたルールに基づき実行すること

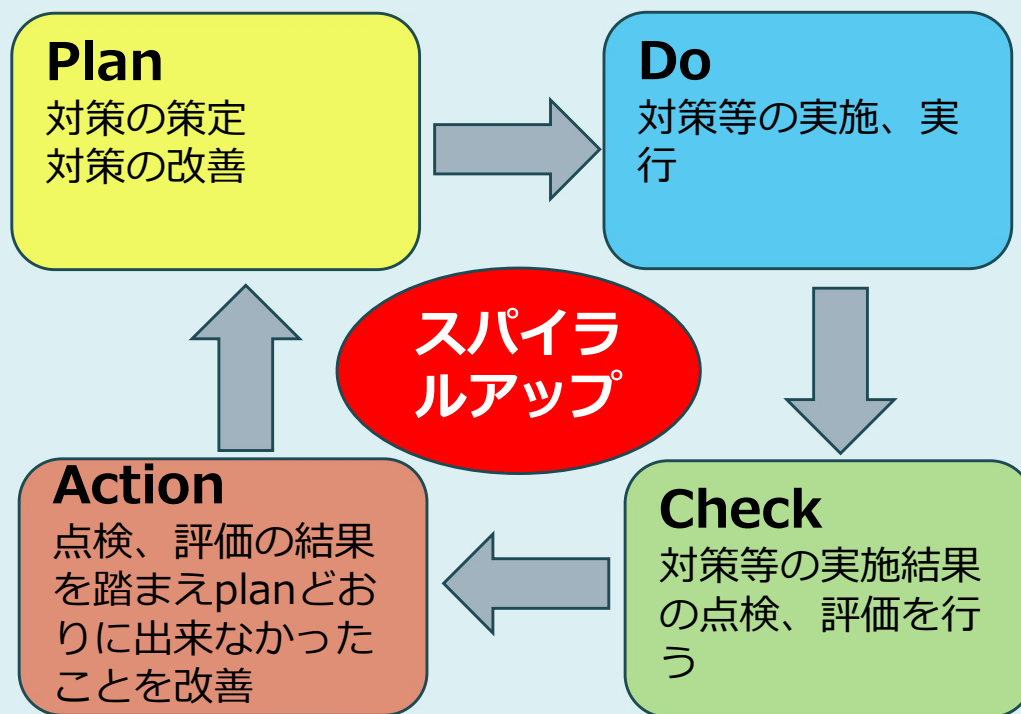
Check

Planで策定され実行した結果を点検と評価を行う。また既定のルールの評価も同時に行う

Action

点検、評価の結果を踏まえPlanどおりに実施されなかったことを洗い出し、改善を行う

PDCA



2. ESTRA-WEBによるリアルタイムで安全な運行管理

- ヒヤリハットへの活用**・・・リアルタイムモニタリングの映像を拔出、インシデントがあった場合にmその映像を拔出、ヒヤリハットの教育に活用
- 事故発生時の迅速対応**・・・事故が発生した場合の運行および現場の状況を即座に把握でき、迅速な対応が可能となる。
- 急減速、曲線での加速度判定**・・・急減速や曲線で横Gが大きくなった場合にポップアップにより、どの車両のドライバーかが瞬時に判定され、その現象を保存し安全運転の教育材料とすることが可能
 その他、各運転士の運転の癖や注意の配分等をカメラで確認でき、安全運転の教育資料に活用
- コンプライアンス遵守**・・・運行記録の出力データを基に走行速度や運転時間等の把握ができ、遵守状況の確認を実施し、違法した場合には個人指導を実施し安全運転に寄与している。

- 配車の有効活用・・・・・・・・・・現在運行中の車両の位置情報の把握により突発的な業務依頼への効率的（近隣車両の把握）な運行が可能となり、無駄な燃料消費等が減少する。
- 経済運転の検証・・・・・・・・・・デジタコで出力されたデータを基に省燃費運転の検証を行い、環境への配慮を実施
- 効率的なルート検索・・・・・・・・GPSにより現在地の把握により、運行管理者より効率かつ最善なルートの指示が可能

3. BCP（事業継続計画）の策定

① リスクアセスメント

BCPを策定する際には、どのような災害や事故が起こりうるか、それらが事業にどのように影響を及ぼすかを徹底的に洗い出します。このプロセスは、同時に従業員の安全を脅かす可能性があるリスクも特定することになり、そのリスクに対する安全対策を講じるきっかけになります。

② 緊急時対応体制の強化

BCPには、緊急時の避難誘導、安否確認、応急措置などの手順がふくまれています。これらは直接的に従業員の安全を守るための行動であり、訓練を繰り返すことで、緊急時の対応能力が向上し、結果として被害を最小限に抑えることに繋がります。

③ 設備・インフラの強化

BCPの一環として、停電時の非常用電源、通信設備の二重化、耐震補強などが行われますが、これらは事業継続のためだけでなく、緊急時における従業員の安全確保にも役立ちます。

④ 情報共有と連携の促進

BCPは、緊急時における社内外の情報共有や関係機関との連携体制を構築し、迅速かつ正確な情報伝達は、適切な避難や救助活動を可能にし、安全性向上に貢献します。

⑤ 被災時の運行マニュアル

遠隔地でドライバーが被災した場合の対応についてマニュアル作成により、単独運転士が、会社の指示なく自身の身の安全確保や周りの安全確保を的確に実行できるように安全度向上を図りました。（また突発的な異常気象の対応として備品等の所持も行っておりま）

4. 2004年より順次各店所事業所毎にGマーク認定（安全性優良事業所）

を受け、現在では会社全体の店所、子会社とも全て認定を受けて安全運転に取り組んでおります。



支 店	4支店
事業所	2事業所
子会社	1社
Gマーク認定店所等	浜松支店、磐田支店、掛川支店、藤枝支店、牧之原事業所、島田事業所、磐田運送(株)（子会社）

認定日時等

店 所 等	初回認定日	期 間
○ 浜 松 支 店	2004年1月1日	2024年1月1日～2027年12月31日
○ 掛 川 支 店		
○ 藤 枝 支 店		
○ 牧之原事業所		
島 田 事 業 所	2019年1月1日	2025年1月1日～2028年12月31日
磐 田 支 店	2008年1月1日	
磐 田 運 送	2013年1月1日	

※Gマークとは、守るべき法律をしっかりと守り、安全性向上の取組をしていると認定されたトラック運送業者が使用できるシンボルです。

（全国の運送業者の3割強の取得率）

※○は「ゴールドGマーク（長期認定取得事業所）」となり、長期にわたり安全運行の実績が認められた事業所

5. 輸送の安全を確保・維持するための教育研修等

1. 管理者・管理業務従事者対象研修会の開催

社外講師のもと、安全管理の重要性について学び、運転士への安全教育指導を徹底しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2024年5月14日	トラック会館研修センター	管理職	Gマーク申請説明会
2024年9月11日	グランディエールブケ東海	管理職	流通事業組合研修会
2024年9月12日	静岡県トラック協会	管理職	改善基準告示解説
2024年9月13日	静岡県トラック協会	管理職	労働災害防止対策セミナー
2024年10月1日	グランシップ	管理職	事故根絶セミナー
2024年11月8日	静岡県トラック協会	管理職	安全マネジメント研修
2024年11月13日	グランヒルズ静岡	管理職	事故防止研修会
2024年11月27日	グランシップ	管理職	自動車事故防止セミナー
2024年11月13日	グランヒルズ静岡	管理職	事故防止研修会
2024年11月15日	静岡県トラック協会	管理職	道路貨物運送業務災害防止講習

2. 新入社員に対して新人教育を実施

外部団体に依頼し、トラックを運転上の道路交通法の注意点や、特性の講話を聴き、安全運転に取り組むように教育を実施しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2024年4月17日	駿遠運送	初任運転者	新入社員研修
2024/7/4~8	浜松支店	初任運転者	ゲットラーニング研修
2024年7月11日	駿遠運送	初任運転者	新入社員研修
2025年3月13日	駿遠運送	初任運転者	新入社員研修

3. 車両の日常点検・健康講習会

日々の安全運行に欠かせない日常点検について、車両メーカーに講師をお願いし、点検時の手順やポイントを身に付けてもらっています。また冬期前に雪道走行の講習を行いタイヤチェーン等の適切な対応が出来るように教育しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2024年11月9日	クラウンメロン支所	全社員	健康研修・整備研修
2024年11月16日	藤枝支店	全社員	健康研修・整備研修

4. 軽微な事故等惹起者への個別研修等

軽微な有責事故の惹起者について、その原因と今後の対応について、該当者に回答をさせ、事故の振返りを行い二度と事故を起こさないよう安全度を向上しています。

また事故惹起者を対象に安全運転コンクール等を開催し、自身の運転を振り返らせ、注意するポイント等を学ばせています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2024年5月27日	牧之原事業所	事故惹起者2名	事故惹起者面談
2024年6月4日	磐田支店	事故惹起者4名	事故惹起者面談
2024年7月12日	藤枝支店	事故惹起者1名	事故惹起者面談
2024年10月4日	駿遠運送	事故惹起者1名	事故惹起者面談
2024年11月14日	磐田支店	事故惹起者9名	事故惹起者研修
2025年3月19日	中部交通共済協同組合	事故惹起者1名	事故惹起者研修

5. コンテスト

- ・社内リフトコンテスト
- ・社内ドライバーズコンテスト



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2024年10月1日	藤枝支店	全社員	フォークリフトコンテスト
2024年11月2日	遠鉄磐田自動車学校	全社員	ドライバーズコンテスト

6. IT点呼導入

点呼時にはアルコールチェックの完全実施、運行管理者による確実な対話による点呼を実施し、乗務員の状態を常に確認し、運行の安全を確保しております。



7. ドラレコの全車設置

ドラレコを全車設置し、映像から運転士個々の特性の把握と事故防止の観点からの安全運転方法の指導、また万が一の事故時の対応と事故が起きた原因分析と対応策検討の手段として。

新車購入時にはデジタコに付随して5カ所の録画ができるドラレコを搭載しております。



8. 安全パトロール

現場担当者は日々、施設や車両含め安全確認を実施していますが、本社担当者による現場の安全パトロールを実施し、日々の作業方法の確認や不安全箇所等のチェックを実施しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2024年5月27日	牧之原事業所	牧之原高齢	安全パトロール
2024年7月2日	磐田支店	管理者	安全パトロール
2024年7月25日	各店所、JA	各店所、JA	安全パトロール
2024年8月7日	掛川支店	掛川支店	安全パトロール
2025年1月21日	磐田運送	担当	安全パトロール
2025年2月19日	牧之原事業所	牧之原	安全パトロール
2025年2月20日	藤枝支店	藤枝	安全パトロール
2025年2月26日	掛川支店	掛川	安全パトロール
2025年2月26日	磐田支店	磐田	安全パトロール

9. 事故防止を目的とした安全スローガンの取組

四半期ごとに重点的に安全スローガンの目標を掲げ全社員で取組を行って事故等の防止を図ってまいりました。

2024年4月5月6月 安全スローガン

荷物事故発生 0 件！！

- ・フォークリフト作業中の安全確認不足による破損事故を無くす。
- ・輸送中のブレーキ操作による荷崩れ事故を無くす。
- ・運行前後の車両点検異状未報告によるセクターからの雨漏れ事故を無くす。
- ・伝票と荷物に対し数量や品名などの照合確認不十分による紛失・誤配送を無くす。
- ・積込前に荷物の外傷の有無確認不十分による欠品扱い事故を無くす。

駿遠運送株式会社 事業部事業課

2024年10月11月12月 安全スローガン

労働災害事故発生 0 件！！

- ・正しい保護具の着用で作業にあたる事
ヘルメットや安全靴の着用。高所作業での安全帯の着用。
- ・正しい手順で作業や操作をする事
マニュアルに従って作業をする。
基本操作でフォークリフトを運転する。
- ・万全な体調で作業や操作をする事。
心身の疲れが不安全行動に繋がります。

駿遠運送株式会社 事業部事業課

2024年7月8月9月 安全スローガン

後突事故発生 0 件！！

- ・後退時は下車し、周囲を確認したのち後退する！
- ・後退時は周囲の安全確認を省略しない！
- ・目視確認が大原則！バックモニターに頼りすぎない！
- ・後退時、停車位置手前で再度周囲の確認！。
- ・状況により他の人へ誘導を依頼すること！

駿遠運送株式会社 事業部事業課

2025年1月2月3月 安全スローガン

「安全不確認と運転操作不適を無くし 事故ゼロを目指す！」

- ・作業前、操作前には必ず安全を確認！
 - ・目視による確認！ミラーやモニターだけでなく自身の目で確認！
 - ・運転操作はどの状況下でも慌てず慎重に！
- ※安全確認と運転操作の誤りが事故に直結します!!

駿遠運送株式会社 事業部事業課

10. 一人ひとりの安全宣言

年度初頭に、全社員で交通安全、エコ、健康への取組を宣言し、職場の見えやすいところに掲示し、常に宣言に意識するよう取組をしてまいりました。

11. 社内規定等の不遵守者の個人指導

連続走行時間、速度超過、デジタコ評価等の社内規定を逸脱した運転士に対して、各事業所の管理職による個人指導を都度実施しました。

12. 高齢ドライバー（70歳以上）の運転に関する個人指導

70歳以上のドライバーに対し、高齢による原因の事故防止の観点から、適齢診断を年1回実施し、その後診断書を基に個人面談を実施しました。

6. 2024年度自動車事故等報告

2024年4月1日から2025年3月31日までの期間における事故件数等は次のとおりの結果となりました。

※参考に2022, 2023年度の各件数を記載

＜重大事故件数＞ ※ 1

	2022年度	2023年度	2024年度
駿遠運送株式会社	0件	0件	0件
磐田運送株式会社	0件	0件	0件

＜有責事故件数＞ ※ 2

	2022年度	2023年度	2024年度
駿遠運送株式会社	17件	18件	11件
磐田運送株式会社	4件	3件	3件
合 計	21件	21件	14件

＜ヒヤリハット件数＞

	2022年度	2023年度	2024年度
駿遠運送株式会社	33件	22件	27件
磐田運送株式会社	11件	9件	9件
合 計	44件	31件	36件

※ 1 重大事故とは次の事項に該当する場合の国土交通省に報告する義務のものを指します。

- ・ 自動車が転覆し、火災を起こすまたは鉄道車両と衝突若しくは接触
- ・ 10台以上の自動車の衝突又は接触
- ・ 死者又は負傷者を生じたもの
- ・ 10人以上の負傷者を生じたもの
- ・ 危険物等の積載物の一部以上が飛散若しくは漏洩したもの
- ・ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- ・ 酒気帯び以上の状態で運転をしたもの
- ・ 無免許運転、大型自動車等無資格運転
- ・ 高速道路等を3時間通行止めにした時

※有責事故件数は、車両物損事故のみとなります。

さらなる安全への取組みにつきて

事故件数につきては、重大な事故等は皆無ですが、有責事故に關しましては、毎年一定の件数が発生してしまっているのが現状であります。

有責事故は大きな事故発生インシデントとして捉え、その原因を深堀し、恒久的な対策を立て実施していく所存です。

社員一同、取り分けドライバーひとり一人が、より安全への意識向上を図っていかなければ、有責事故の削減は困難であると考えております。

当社では今後も、ヒヤリハット等の情報や他社の事故等を深く分析し、その原因となるものをインシデントの過程で解消できるように安全マネジメント会議等において、検討対策を考え実施していく所存です。

併せて、マンパワーのみに頼らず設備等のDX化を推進し、ハード面においてドライバーのミス未然に防止するよう取組を模索して参ります。またDX化と共に社員の健康管理へ取組を実施し健全な社員による事業の継続を図ってまいります。

最後に重大事故と重大なインシデント「ゼロ」を継続し、有責事故の削減について、徹底的に議論を重ね新たな目標を掲げ取組んでまいります。

7. お客様や地域・社会との連携

◇事故の無い社会を目指して

当社は交通安全運動の取組として、年4回の交通安全運動実施期間中、本社および各店所等（一部）前道路において、全社員で幟旗等を掲示、立哨を実施し通過する車両等へ交通安全の呼びかけをし事故防止の啓蒙活動を実施しています。



◇SDGs取組 環境への配慮 ＜経済・サービス＞



1. 農畜産物関連輸送の拡大
 - ①畜産関係輸送の拡大
 - ②農業法人輸送の新規獲得
 - ② JA関連輸送の拡大
2. 一般雑貨輸送の拡大
3. 安全への取組
 - ①新たな安全教育の実施
 - ②Gマークの取得
 - ③最新の安全機器の導入
 - ④運転ランキング表彰

<環境>



1. 環境負荷の軽減
 - ①クラウド型デジタコを活用した経済運転の実施
 - ②集約輸送による経済運行の実施
 - ③JA関連輸送の拡大
 - ④エコドライブの推進
2. エコ活動の推薦
 - ①社員一人ひとりの「エコ宣言」の実行
 - ②新施設の再生可能エネルギー設備の実装計画
 - ③節電への心がけ

<人材(健康・働きがい)>



1. 人材教育
 - ①健康をテーマとした教育の実施
 - ②管理職・監督職への階層別研修の実施
 - ③新卒社員教育の実施
2. 働き方の変更と改善
 - ①事務業務（本社・店所）のデジタル化、IT化
 - ②健康経営と働きやすい職場認証取得
 - ③人事賃金制度の改定
3. 福利厚生の充実
 - ①インフルエンザ予防接種費用全額補助
 - ②人間ドッグ・脳ドッグ費用の補助
 - ③家庭用常備薬購入の補助
 - ④保養所利用時の補助

<地域貢献>



1. 人材採用

- ①地元学生の採用（高校生・大学生） 2 運転士の採用
- ②大学生の採用
- ③運転士の採用

2. 地場産業振興策の実施

- ①JAや営農法人と連携した農産品の出荷支援
- ②県産農産品のPR活動の実施

8. 安全管理規程

安全管理規程

駿遠運送株式会社

目次

第一章 総則

第1条 (目的)

第2条 (適用範囲)

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

第3条 (輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 (輸送の安全に関する重点施策)

第5条 (輸送の安全に関する目標)

第6条 (輸送の安全に関する計画)

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第7条 (社長等の責務)

第8条 (社内組織)

第9条 (安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 (安全統括管理者の責務)

第11条 (運行管理者の責務)

第12条 (整備管理者の責務)

第13条 (店所長の責務)

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法

第14条 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第15条 (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第16条 (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第17条 (輸送の安全に関する教育及び研修)

第18条 (輸送の安全に関する内部監査)

第19条 (輸送の安全に関する業務の改善)

第20条 (情報の公開)

第21条 (輸送の安全に関する記録の管理等)

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、駿遠運送株式会社の一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し安全対策を常に見直すことにより全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定しこれを的確に実施すること。
- 五 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

2 無免許、薬物、飲酒運転のゼロ化を目指し、過労勤務・速度違反の危機意識の浸透を図り、健康管理の重要性の周知を目標とする。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。

（社内組織）

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者（各店所長）
- 五 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第9条 取締役のうち、一般貨物自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 二 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時内部監査を行い経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

（運行管理者の責務）

第11条 運行管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 安全統括管理者の命を受け、乗務員に対して関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底指導を行うこと。
- 二 運行管理規程に基づき適正な業務を実施し、乗務員に重点施策等に基づき適切に運行方法を指導する。
- 三 輸送の安全確保上の改善の必要があった場合は、速やかに店所長等に意見を述べ改善案を提案すること。
- 四 運行管理において、事故等が発生した場合には速やかに店所長等に報告し、適切な処置を行うこと。
- 五 運行の安全を確保するために、必要な員数の運転者を常に確保すること。

（整備管理者の責務）

第12条 整備管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 安全統括管理者の命を受け、整備士に対して関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底指導を行うこと。
- 二 整備管理規程に基づき適正な業務を遂行し、整備士に重点施策等に基づき適切に整備方法を指導する。
- 三 輸送の安全確保上の改善の必要があった場合は、速やかに店所長等に意見を述べ改善案を提案すること。

(店所長の責務)

第13条 店所長は、次に掲げる責務を有する。

- 一 各店所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、店所内を統括し指導監督を行う。
- 二 各店所長は、運行管理者および整備管理者から改善、提案があった場合は安全統括管理者に提案を行い改善措置を講じること

第四章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第14条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく輸送の安全に関する計画に従い輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第15条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有できるように努める。また、安全を損なうような事態を発見した場合には看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告体制)

第16条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める運行管理規程による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規制（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第17条 第5条輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第18条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第19条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第20条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安

全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、本規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第21条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法は適切に行う。

附則

本規定は2006年12月 1日から実施する

本規定は2024年 7月 1日から実施する

**安全報告書・安全への取組に関するご感想
またはご意見をお寄せください。**

**駿遠運送株式会社 事業部事業課
藤枝市青木三丁目2-20**

sunen-eigyo@netinsz.co.jp